平成２６年（フ）第３０６号
福井市加茂河原３丁目11番３号　グランシャリオ502
債務者　水野勇ことＷＡＮＧ　ＹＯＮＧこと　王　　勇
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
福井市大宮３丁目20―１　ホワイトハウス大宮203、住民票上の住所福井市円山１丁目205番地　ボナール円山102
債務者　大坂谷正和（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
福井県坂井市丸岡町四ツ柳第15号35番地２　ベルメゾンＤ11号室、旧住所福井市光陽１丁目11番４号
債務者　宮崎　　巧
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
長野県木曽郡上松町大字上松1770番地12　ねざめ団地101
債務者　加藤　広之
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１号
長野県飯田市桐林958番地３　ハイツミヤウチ１号
債務者　川上　　進
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６４号
長野県上伊那郡辰野町中央528番地２　メゾンパルコ203号
債務者　井内　治美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２０３９号
名古屋市中村区若宮町１丁目19番地　ウインヴィラ502号
債務者　三田井妙子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９４号
三重県鈴鹿市算所２丁目７番８号　グランメール勝田506
債務者　池田　行一
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４６７号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番３―101号
債務者　照屋　織江
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６９号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町１―10フェニックス夙川103号室、住民票上の住所兵庫県西宮市松ケ丘町３番８号
債務者　角倉絵弥子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０４号
兵庫県芦屋市山芦屋町15番９―Ｂ205号、前住所大阪市東住吉区針中野１丁目10番８号エミュー202号
債務者　石田　裕久
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７２号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目３番10号
債務者　豊留　有里
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７３号
山口県下関市南部町８番１―501号　南部町コープマンション、前住所山口県下関市上田中町６丁目11番14号
債務者　平田　香織
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
山口県下関市一の宮町１丁目３番７―101号　東京アーストンマンションＮｏ．１、前住所山口県下関市川中本町１丁目11番２―502号
債務者　小柳商店こと　小柳　靖朋
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字那佐316番地15　ホワイトハウス23号室
債務者　逢坂　伸治
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第６９号
愛媛県今治市近見町２丁目２番30号、前住所愛媛県四国中央市土居町土居2640番地３
債務者　土居　利江（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　松山地方裁判所今治支部